

## 宇部市女性リーダー育成支援助成金 交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、次世代を担う女性が男女共同参画に関する各種研修会等(以下「研修」という。)に参加する際の経費を一部助成することにより、積極的な意欲を持つ女性リーダーの育成を支援するとともに、女性の活躍推進を図ることを目的とする。

(交付対象)

**第2条** 助成金の交付の対象となる者は、市内に在住又は在勤する概ね40歳までの女性で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市が希望者の取りまとめを行う研修に応募し、参加が決定した者
- (2) 市の推薦により研修に参加する者

(交付対象となる研修)

**第3条** 助成金の交付の対象となる研修は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催、共催又は後援するもの
- (2) 独立行政法人国立女性教育会館(ヌエック)が主催するもの
- (3) 公益財団法人山口県ひとづくり財団が主催するもの
- (4) 民間事業者(企業、法人又は団体)が主催するもの
- (5) その他、市長が必要と認めるもの

(助成金の額等)

**第4条** 助成金の交付額は、助成金の交付の対象となる者1人(年度内において1回限りとする。)につき、次の表に掲げる額とする。ただし、予算の範囲内においてこれを交付するものとする。

種別	交付額
参加費	上限額 … 30,000円
旅費	「宇部市職員等の旅費に関する条例(昭和44年条例第11号)」に準じて算出した額

2 参加費については、当該研修に参加するために必要な経費(直接的経費)のみとし、情報交換会や交流会などの懇親を目的とした経費等(間接的経費)は、原則として認めないものとする。

(交付申請)

**第5条** 助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 宇部市女性リーダー育成支援助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

**第 6 条** 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに審査を行い、助成金の交付の決定をするときは宇部市女性リーダー育成支援助成金交付決定通知書(様式第 2 号)により、助成金の不交付の決定をするときは宇部市女性リーダー育成支援助成金不交付決定通知書(様式第 3 号)により、それぞれ通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

**第 7 条** 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、研修が終了した日から 60 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、宇部市女性リーダー育成支援助成金実績報告書(様式第 4 号)に関係書類を添付して宇部市女性リーダー育成支援助成金請求書(様式第 5 号)とともに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに審査し、適当と認めるときは助成金を交付するものとする。

(概算払)

**第 8 条** 市長は、前条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第 6 条の規定による交付決定に係る金額の範囲内で、概算払により助成金を交付することができる。

2 交付決定者は、前項の規定による助成金の概算払を受けようとするときは、宇部市女性リーダー育成支援助成金請求書(概算払)(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(精算)

**第 9 条** 前条第 2 項の規定による概算払を受けた交付決定者は、研修終了後、第 7 条に規定する実績報告書とともに、宇部市女性リーダー育成支援助成金概算払精算書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による概算払の精算の結果、精算額が概算払受領額を下回ったときは、市長は交付決定者に対して、期日を定めてその差額を戻入させるものとする。

(市施策への参加等)

**第 10 条** 交付決定者は、研修終了後、市が実施する男女共同参画推進事業等への積極的な参加又は協力に努めるものとする。

(交付決定の取消し)

**第 11 条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき
- (3) その他、市長が適当でないと認めるとき

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すときは、宇部市女性リーダー育成支援助成金交付決定取消・返還通知書(様式第 8 号)により通知するとともに、既に助成金が交付されている場合においては、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

**第 12 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後 3 年以内に、助成金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。